

総合事業を通じてみなさんが自分らしい生活を送ることができるように支援します。

総合事業の利用の流れ

(※1)更新時に要支援1・2で、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用して、今後も同様のサービスを希望するかた

65歳以上のすべてのかた

まずは、地域包括支援センター又は貝塚市に相談してください。

要介護認定を受ける

基本チェックリストを受ける(※1)

認定

非該当

生活機能の低下が見られたかた

自立した生活を送ることができるかた

要支援1・2のかた

事業対象者

介護予防サービスや、介護予防・生活支援サービス事業を受けるためのケアプランを作成

介護予防・生活支援サービス事業を受けるためのケアプランを作成

介護予防サービス

介護予防・生活支援サービス事業

☆訪問型サービス
☆通所型サービス

一般介護予防事業
(65歳以上の全てのかたが利用可能です。)

新しい総合事業

事業対象者とは

25の質問で日常生活に必要な機能が低下していないか確認する「基本チェックリスト」において、機能低下があると認められるかたは、「事業対象者」として、認定申請を行わずとも、総合事業を利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2のかた
事業対象者

訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等が家庭を訪問し、利用者と一緒に家事の援助等を行います。

現在貝塚市では下記2つのサービスがあります。

- ①訪問介護相当サービス(現行の介護予防サービスに相当するサービス)
- ②訪問型サービスA(基準を緩和したサービス)

通所型サービス

通所介護施設で、日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。

- ①通所介護相当サービス(現行の介護予防サービスに相当するサービス)
- ②通所型サービスA(基準を緩和したサービス)

一般介護予防事業

市内すべての65歳以上のかた

☆「つげさんお元気体操自主グループ支援事業」

自主的に集まり、体操を行う介護予防に資するグループ活動をたちあげるために体操指導や、DVDソフトの提供などを行い支援します。

☆「介護予防教室」

地域包括支援センターなどへ委託し、出張で体操や、認知症予防の教室を開催しています。

☆「ふれあい喫茶支援」

ふれあい喫茶の開催に社会福祉協議会を通じて補助金を交付し支援します。

☆その他「健康ボウリング教室」「健康卓球教室」「ティサービスによる健康体操教室」「ノルディックウォーキング教室(公民館共催)」などを行います。

【貝塚市総合事業に関するお問い合わせ】

貝塚市福祉部高齢介護課 支援給付担当

【電話】 072(433)7010(直通)